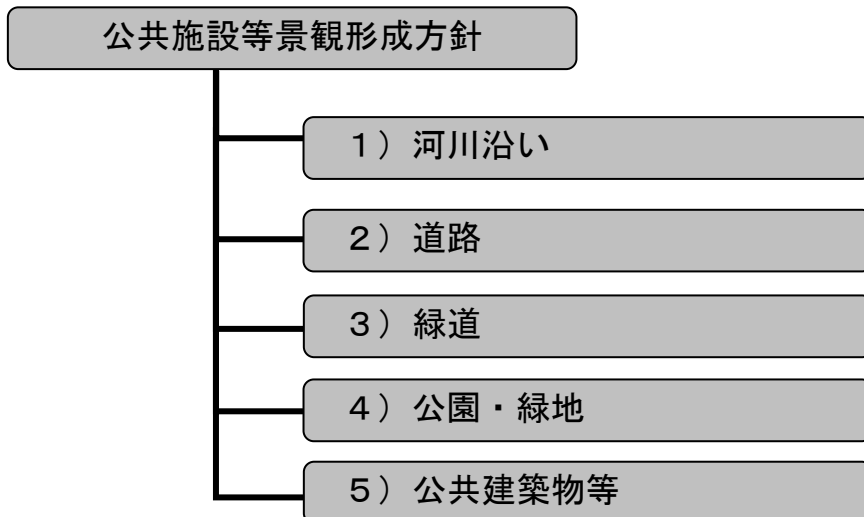


練馬区公共施設等景観形成方針について

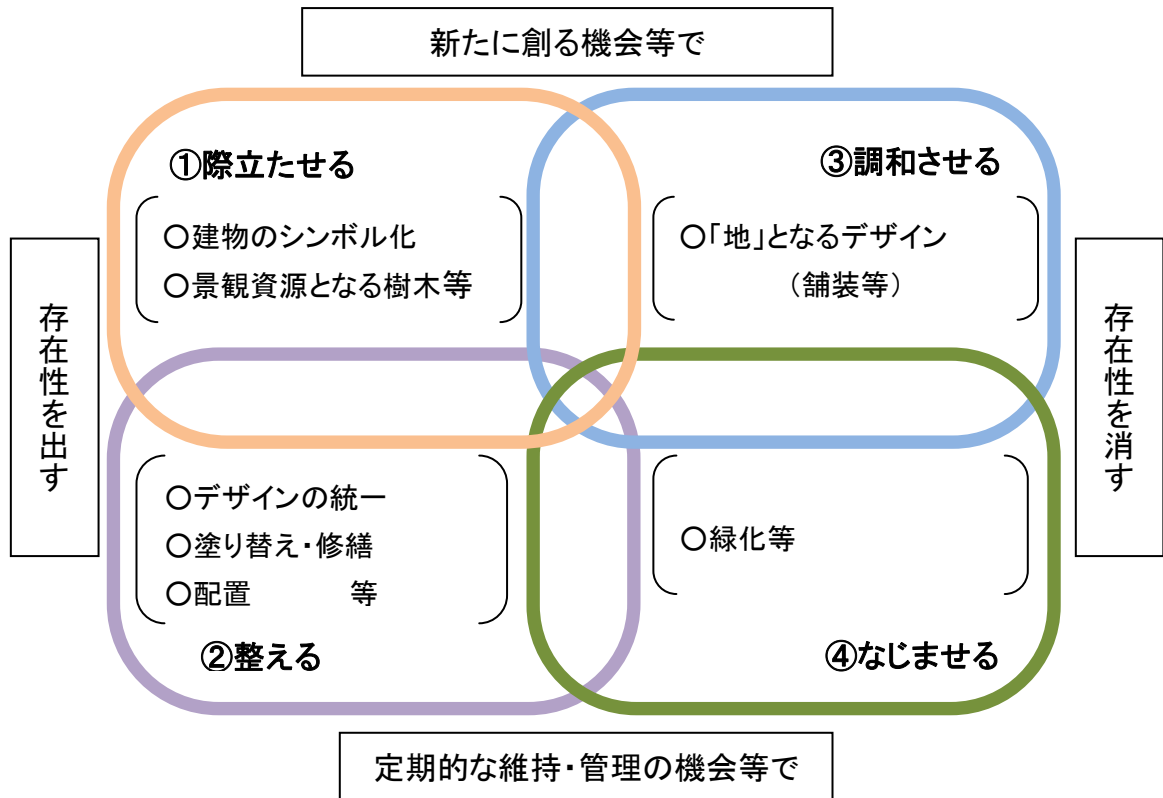
1 景観形成における公共施設の役割

公共施設は、まちの景観の骨格ともなる重要なものである。景観法（平成16年法律第110号。）では、公共施設は、道路、河川、公園、広場などを対象としている。これらの公共施設はその設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域のランドマークともなっていることから、新設だけでなく、改修や維持管理においても景観に配慮した整備を行うことが必要である。

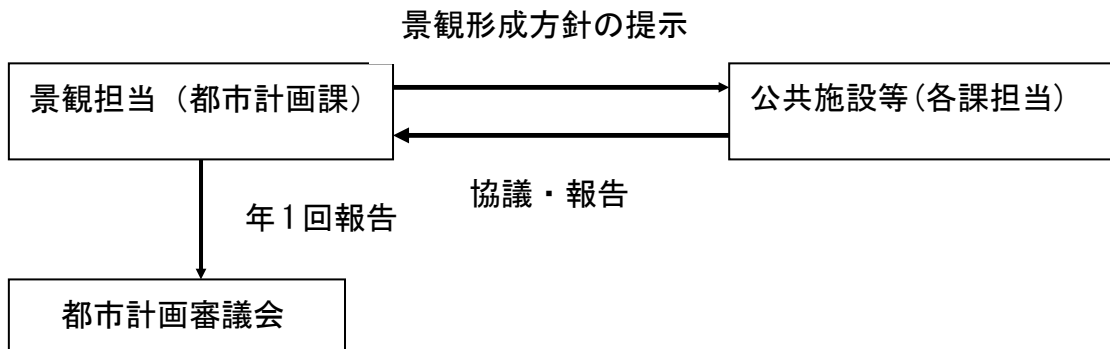
2 対象



### 3 整備手法



### 4 方針の運用



### 5 色彩基準

景観計画のとおりの規定を準用する。

### 6 今後のスケジュール (予定)

12月21日 方針の公表 (ねりま区報および区ホームページ)

### 7 添付資料

練馬区公共施設等景観形成方針

説明資料②

# 練馬区公共施設等景観形成方針

“歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま”を目指して



平成 23 年 12 月

練馬区

## 目 次

第1章 公共施設等の整備にあたって	1
1) はじめに	1
2) 公共施設等整備の考え方	1
3) 公共施設等の整備における景観づくりの方向性	1
4) 国、都等との連携	1
5) 公共施設等の景観づくりの視点	2
6) 地域性に配慮した公共施設等の整備	3
第2章 公共施設等の整備に係る協議	4
第3章 公共施設等景観形成の方針の構成	5
第4章 公共施設等景観形成方針	6
1) 河川沿いの景観整備の方針	6
2) 道路の景観整備の方針	10
3) 緑道の景観整備の方針	12
4) 公園・緑地の景観整備の方針	14
5) 公共建築物等の景観整備の方針	17
第5章 共通要素別景観形成の基本方針	23
1) 舗装材料の基本方針	23
2) 柵等の基本方針	25
3) 照明の基本方針	26
(参考) 練馬区景観条例抜粋および練馬区景観条例施行規則抜粋	27

# 第1章 公共施設等の整備にあたって

## 1) はじめに

練馬区内には、道路、公園等数多くの公共施設、区役所や区民事務所、学校、保育園など数多くの公共建築物があります。それぞれの施設は、設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域のランドマークともなります。各施設が地域の「景観まちづくり」を率先するためには、施設の新設時だけでなく、改修や維持管理のときにも、施設管理者が、景観に関して配慮した整備を行うことが重要です。

公共施設等景観形成方針は、練馬区景観条例第6章「公共施設等の景観形成」の第28条第1項の規定によるものです。道路、公園、公共建築物等の公共施設等を整備する際は、この方針に即した施設整備が必要です。また、第29条に規定する「公共施設等景観形成方針への適合」は、練馬区景観計画およびこの方針に基づいて行います。

## 2) 公共施設等整備の考え方

道路や公園、河川、学校などの公共施設等は、機能性や安全性の確保とともに、地域の景観まちづくりを率先する役割が求められます。そのためにも、公共施設等の整備にあたっては、景観計画の景観まちづくりの目標である「歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま」の実現を目指します。そして、地域の特性や周辺のまちなみに配慮し、質の高い景観まちづくりを推進するため、これにふさわしい形態やデザインとなるよう取り組みます。

## 3) 公共施設等の整備における景観づくりの方向性

景観計画第5章公共施設の景観整備では、公共施設等の整備における景観づくりの方向性を以下のように定めています。

公共施設等景観形成方針は、この景観形成の方向性を具体的に検討する場合に必要なものを取りまとめました。

- ①区民が愛着をもち、地域の誇りとするような公共施設等とします。
- ②地域の景観形成を推進するとともに、新たな景観の魅力をつくり出す地域の資源となるように設計や管理を行います。
- ③地域性や周辺とのつながりに配慮し、まちなみをつなぎ、快適性を創出するよう工夫します。

## 4) 国、都等との連携

公共施設等の管理所管は、国・都・区等に分かれており、景観形成のために周囲のまちなみに配慮した整備を行っていくことが大切です。

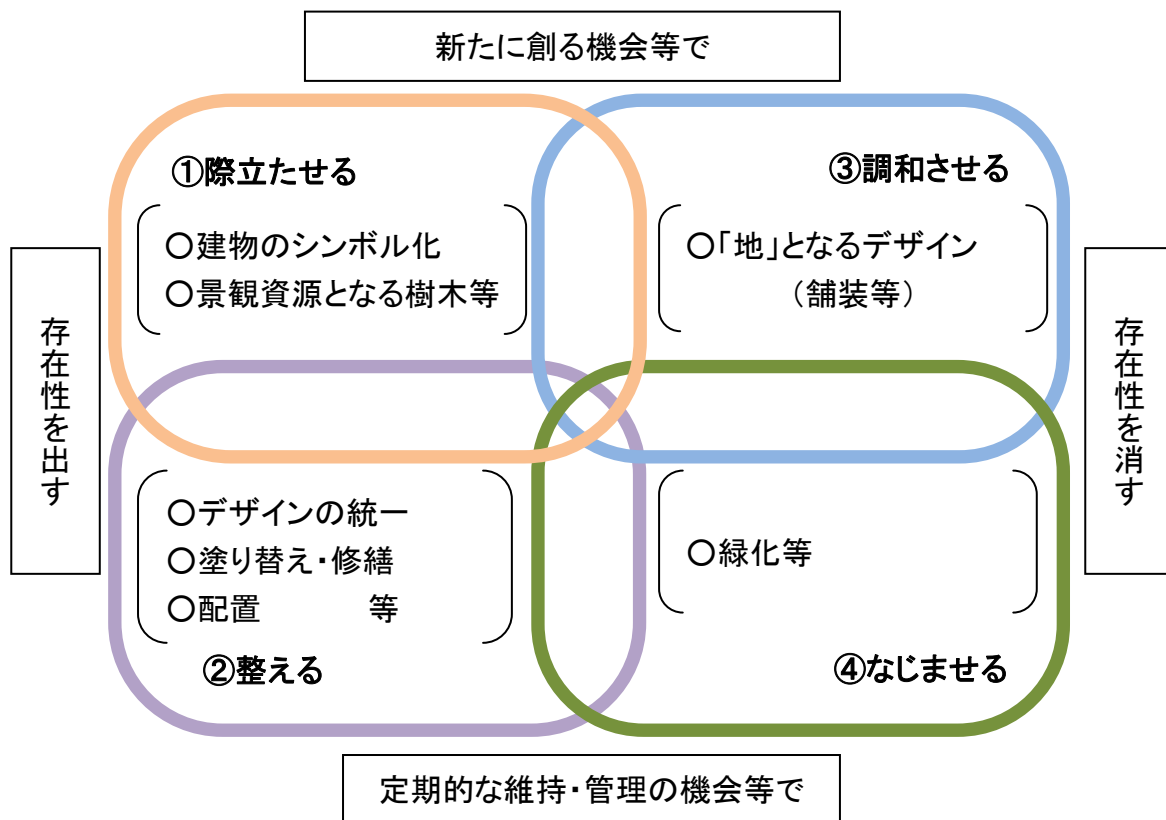
区は、「公共施設等景観形成方針」(本内容)に基づき、公共施設の景観整備に取り組みます。また、国、都、他の地方公共団体等がそれぞれの整備方針や整備計画により公共施設を整備する際には、景観形成の方針に沿ったものとなるよう要請します。

## 5) 公共施設等の景観づくりの視点

公共施設等の整備は、新たに創る機会と定期的な維持・管理の機会があげられます。それぞれの機会で、整備範囲や対象物が異なってきます。具体的には、修繕・改修時には、周辺との調和を工夫・配慮し、新設時には、配置等も含め、景観形成について十分に考慮することとしました。

こうした機会には、地域性等への配慮や、地域の景観まちづくりを率先するための配慮が必要です。地域のランドマークともなる整備によって、公共施設等が存在感を出したり、周辺の景観を引き立たせるために周辺のまちなみに溶け込むようにしたり、また、存在感を消したりします。さらに、練馬らしいまちなみをつくりだすために、みどりについては、積極的に取り入れるようにしました。

以下の図は、その関係性を示したもので、4つの象限には、地域の景観に対して、①際立たせる、②整える、③調和させる、④なじませるという考えを当てはめました。本方針では、この4つのキーワードで参考となる事例を整理しました。



事例については、以下の4つの考えで示しています。

①際立たせる

②整える

③調和させる

④なじませる



## 6) 地域性に配慮した公共施設等の整備

公共施設等の整備にあたっては、練馬区景観計画における区域区分を念頭におき、各区分で定めている景観形成の方針に沿って地域性に配慮し、検討することが重要です。区内の建築物等は、この区域区分によって景観誘導がされており、地域の中心をなす公共施設等の整備でも地域のまちなみと調和することを推進します。

表 区域区分の考え方

「練馬区景観計画」より

区域	区域の設定
石神井川景観軸	景観軸に位置づけた石神井川において、河川区域境界から30mの範囲に位置するもの
白子川景観軸	景観軸に位置づけた白子川において、河川区域境界から30mの範囲に位置するもの
田柄川緑道景観軸	景観軸に位置づけた田柄川緑道において、緑道境界から30mの範囲に位置するもの
幹線道路の景観軸	景観軸に位置づけた、笹目通り、目白通り、千川通り、川越街道、青梅街道、新青梅街道、環七通り、環八通り、富士街道、大泉学園通り各道路境界から30mの範囲に位置するもの
ゆとりある住まい景観ゾーン	低層住宅地を主とした区域（注1）
街なか住まい景観ゾーン	中高層の住宅団地や、道路基盤の整った中高層住宅を主とした区域（注2）
にぎわい景観ゾーン	商業施設等が集積する商業地域を主とした区域（注3）

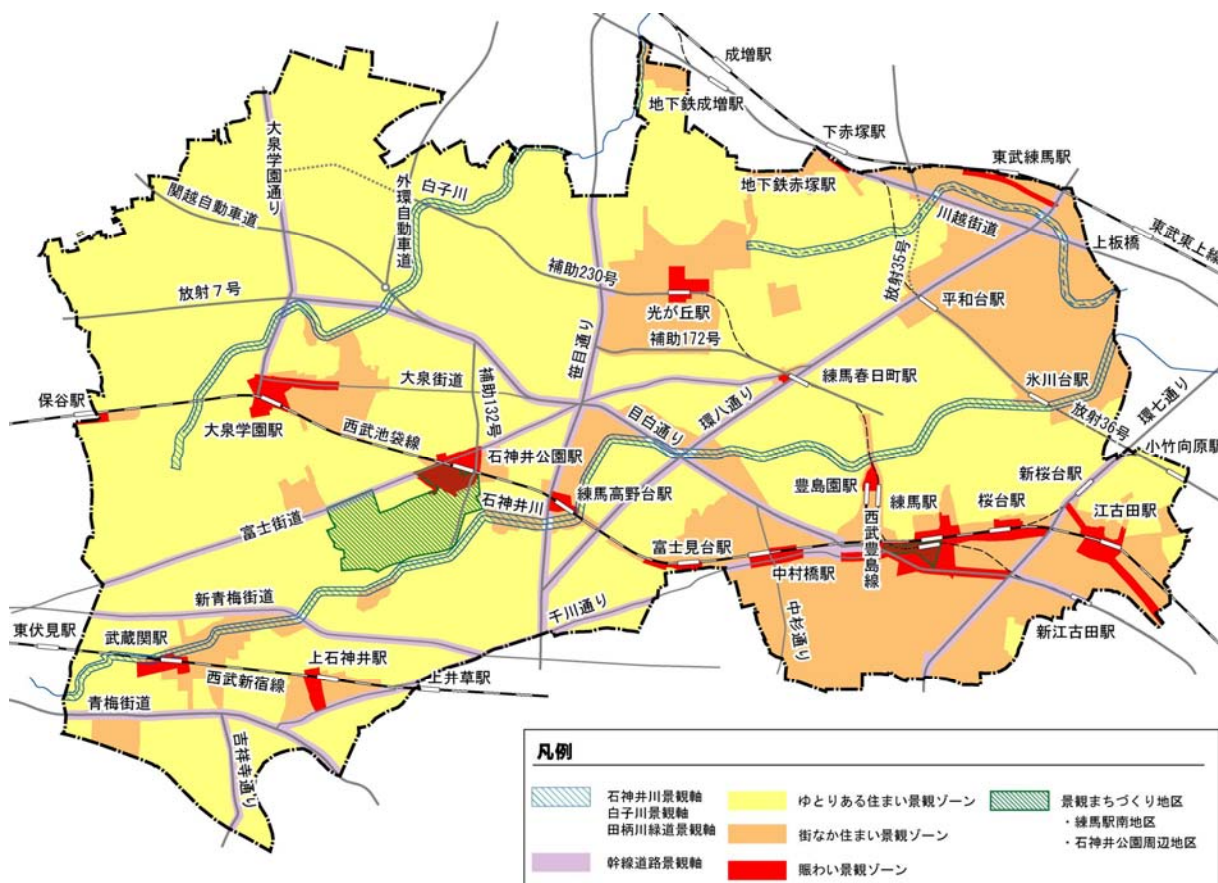
（注1）：対象となる区域は、原則、第一種低層住居専用地域（指定容積率200%未満）、および当該用途地域に囲まれた沿道型用途地域（住居系、商業系用途地域）指定区域とする。

（注2）：対象となる区域は、原則、（注1）に示す以外の住居系、商業系、工業系用途地域で指定容積率200%以上の区域とする。

（注3）：対象となる区域は、原則、商業地域で指定容積率400%以上の区域（これに隣接する指定容積率300%の区域を一部含む）とする。

（注4）：2つ以上の区域にまたがる場合は、計画対象敷地において最も大きい面積を占める区域の方針と基準を適用。ただし、軸とゾーンが重複する場合は、原則景観軸の方針と基準を優先する。

（注5）：「景観まちづくり地区」（景観計画第4章参照）に計画対象敷地がある場合は、地区ごとに定める方針と基準を適用する。



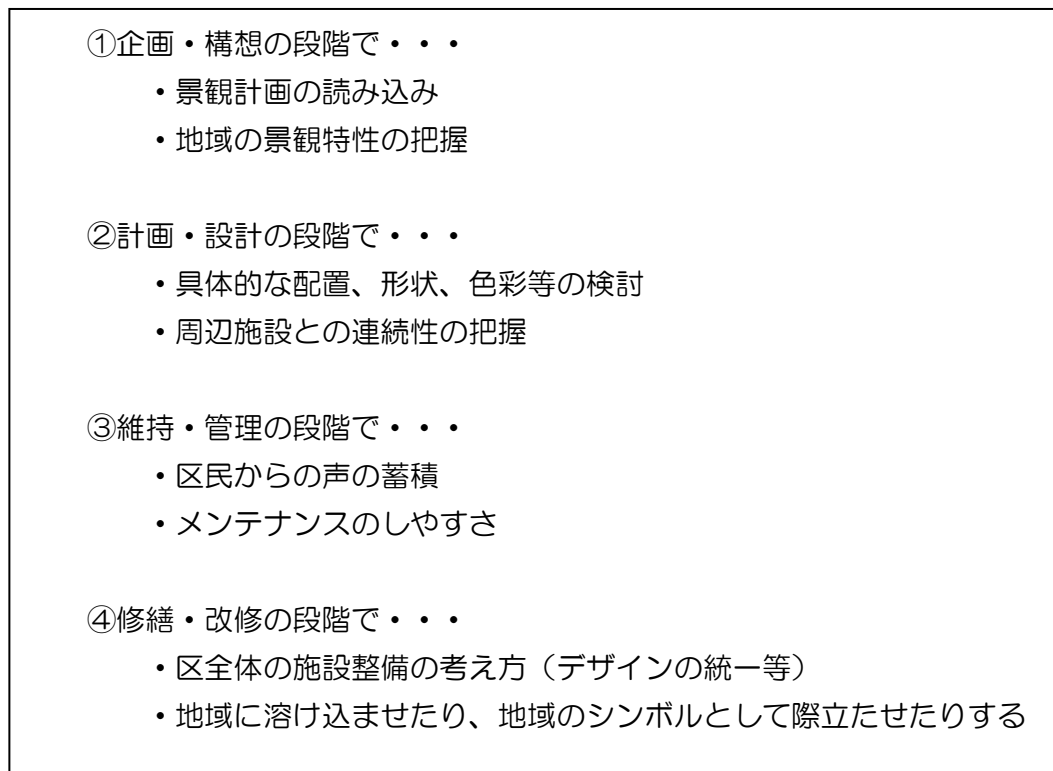
## 第2章 公共施設等の整備に係る協議

公共施設等の整備をする際は、公共施設等の設計段階等において、都市計画課景観担当と調整します。

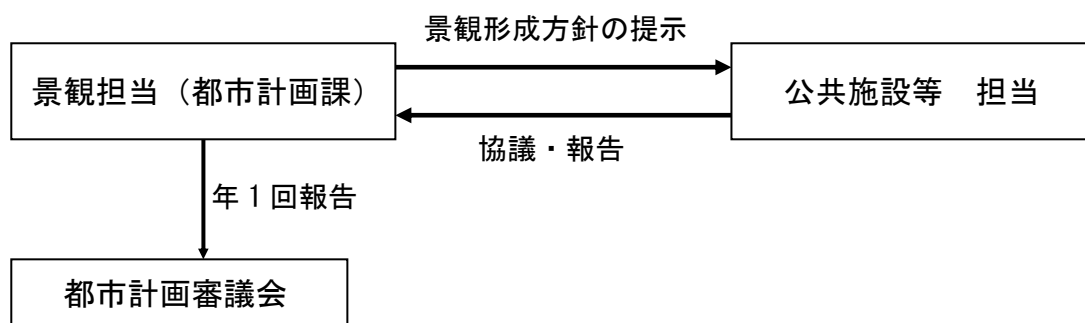
景観計画第3章「建築物等の規制誘導」の届出対象行為と規模で定められている建築物の建築や工作物の建設等については、景観行政団体の長である区長に対して、通知をする義務があります。

これ以外の公共施設等についても、企画・構想の段階、維持・管理の段階、修繕・改修の各段階において、各担当と景観担当との事前調整等によって、区全体として調和のとれた公共施設等の整備を進めます。

### ■各段階において検討・蓄積すべき内容



### ■方針の運用の流れ





## 第3章 公共施設等景観形成方針の構成

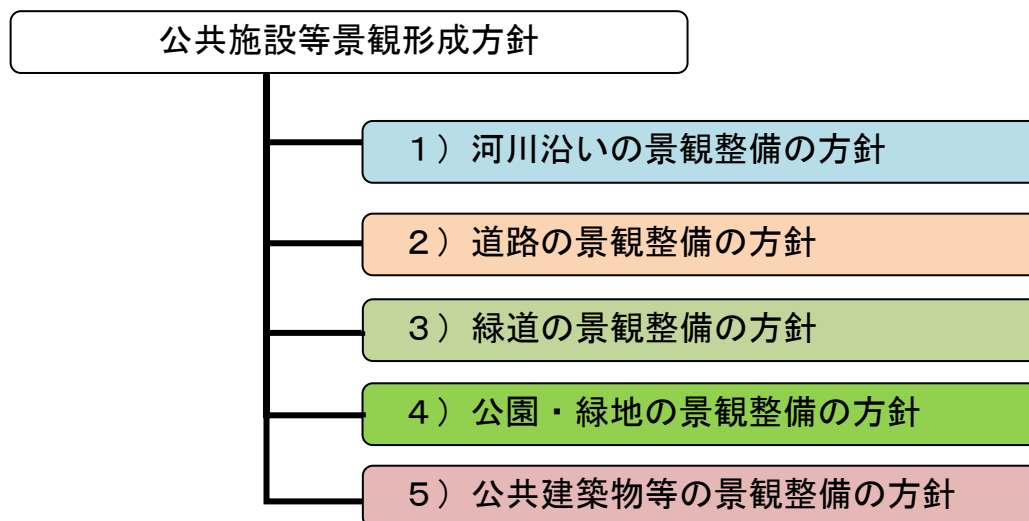
公共施設等景観形成方針は、景観計画の「第5章 公共施設の景観整備」において整理した「河川沿い（橋梁を含む）」「道路」「緑道」「公園・緑地」「公共建築物等」について、取り上げます。

「河川沿い（橋梁を含む）」「道路」「緑道」「公園・緑地」については、「みどり」、「付属物または施設」および各施設で必要となる項目にそって方針を取りまとめました。

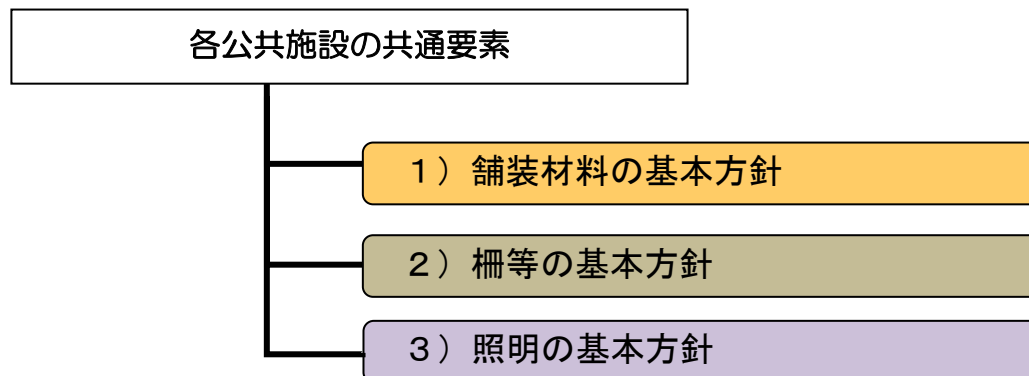
「公共建築物等」については、景観計画第3章の建築物等の規制誘導の景観形成基準を参考に、「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」「オープンスペース・外構」の項目によって方針を取りまとめました。

また、「舗装材料」「柵等」「照明」については、各公共施設等において、共通の要素となることから、共通要素別景観形成の基本方針として、まとめました。

### ○5つの公共施設別方針



### ○共通要素別景観形成の基本方針



## 第4章 公共施設等景観形成方針

### 1) 河川沿いの景観整備の方針

河川については、東京都が『「石神井川河川整備計画」および「新河岸川及び白子川河川整備計画」(東京都)』に基づいた整備を推進します。練馬区は、河川沿いの公共空間についての整備を図ります。その方針は、以下のとおりです。

#### 【方針1 みどり】

- 水辺を含むみどりが一体となった景観形成を進めるため、河川沿いの植栽を適切に維持、保全、創出する
- 目に留まるような樹木を河川沿いに配置するように努める

河川沿いにサクラ並木が植えられ、水辺を含む一体となった景観が形成されている。この並木を適切に維持、保全する。  
(石神井川)



①際立たせる



④なじませる

自然石護岸部分



④なじませる

地被類で覆われている部分

上水の両側を自然石護岸や地比類で整備しているなど、周辺の農地等との調和を図った整備としている例。  
(千川上水跡)

## 1) 河川沿いの景観整備の方針

### 【方針2 親水空間】

- 水辺を意識させる空間づくりのため、河川沿いや周囲のまちに水面をみせるよう工夫する



①際立たせる

団地内を流れる区間では、遊歩道の整備を合わせ、親水性を高め、河川の内容を引き出している例。（石神井川）



①際立たせる

デッキで水面まで降りることが可能となる設えをして、親水性を高める工夫をしている例。（白子川・大泉井頭公園）



①際立たせる

管理用通路にベンチを設け、休憩する際に河川と親しめるようにしている例。（石神井川・高野台1丁目付近）



①際立たせる



### 【方針3 管理用通路等】

- 河川管理用通路の照明等の付属物のデザインは工夫し、その色彩や色相を揃え、明度・彩度をおさえる



河川沿いのフェンスの色をブラウン系に画像処理すると、右の画像となり、フェンスを周囲と一体化させることができる。フェンス等は機会をとらえて整えていく。(白子川)



河川の通路沿いにサクラとツツジを植えている。通路にはレンガブロックの舗装材料を用いて、区民に親しまれた遊歩道となっている例。(石神井川氷川台周辺)



地元区民、専門家、行政が協力して、管理主体による境界を目立たなくし、デザインを調整した取り組みを行った例。(白子川)

## 1) 河川沿いの景観整備の方針

### 【方針4 橋梁】

- 橋梁の整備等にあたって、水辺を含むみどりが一体的な景観となるよう配慮し、欄干のデザインや色彩等を落ち着いたもので整える



①際立たせる

橋の中央に人が滞留できる空間を設け、河川を眺めることができるよう工夫している例。  
(石神井川、道楽橋)



③調和させる

両側にサクラが植えられているところでは、高欄を木質系のデザインとしている。  
(石神井川、平成みあい橋)



①際立たせる

橋の名称の竹をデザインに活用した例。  
(石神井川 竹橋)



②整える

高欄のデザインとフェンスのデザインを調整し、すっきりさせた例。(白子川 水道橋)



## 2) 道路の景観整備の方針

### 【方針1 みどり】

- 街路樹は、道路幅員や沿道の土地利用の状況を考慮し、適切な樹形を保つなど維持管理に努める
- 必要に応じて、街角などにランドマークとなる植栽などを設置して、特徴的なまちなみ景観を演出する



桜並木については、適切な樹形を保つなど維持管理に努める。（大泉学園通り）



交差点部にランドマークとなる高木を植栽し、景観を演出している例。（練馬駅前）



ガードパイプにツタ類をはわせたロードトレリス（※）の例。（高松）

※ロードトレリス：歩車道の境界等で植栽等をはわせた格子状のフェンス（柵）のこと



## 2) 道路の景観整備の方針

### 【方針2 道路整備、道路付属物等に関する事項】

- 道路付属物などは、道路との調和を考慮したデザインとし、その色彩は、暖色系の色相を基本とし、明度・彩度をおさえる
- 歩行者が安心して歩けるように、道路付属物等を設置する際は、配置を工夫する
- 地域性に配慮し、周辺環境に調和するよう舗装材料や道路付属物等のデザインを工夫する

身近な道路について、車止めや歩道部分を改善し、安全で快適な空間で心地よい景観づくりをした例。（東大泉の区道）



公園と道路に空間的一体感をもたせ、ゆとりある歩行者空間を創出している例。（学田公園）



※車道と歩道の区別のない道路では、交通安全のため、今後も緑色のガードパイプを採用します。

### 3) 緑道の景観整備の方針

#### 【方針1 みどり】

- ・ 緑道内の樹木は、適切な樹形を保つなどの維持管理に努める
- ・ 地域に親しまれている花壇等の植栽の維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める
- ・ 地域に開かれた親しみやすさを感じられる緑道とするため、植栽をしたり、歩行者空間をつくりだしたりする



季節感ある樹木を組合せ、心地良い緑道空間を創出している例。(田柄川緑道)



高木と低木を組合せ、快適な緑道空間となっている例。(田柄川緑道よりつながる道路)



地元住民による季節感あふれる花壇が、歩いて楽しい緑道とすることに寄与している例。(田柄川緑道)



地元住民による季節感あふれるプランターの花が、歩いて楽しい緑道とすることに寄与している例。(田柄川緑道)



### 3) 緑道の景観整備の方針

#### 【方針2 緑道の施設】

- ベンチ、サイン、照明等の設置にあたっては、歩行者が安心して歩けるように、配置を工夫するとともに、自然景観と調和するように、色彩は暖色系の色相を基本として、明度・彩度をおさえる
- 舗装材は、自然環境に配慮したもの（透水性や保水性など）を使用するようにする
- 特徴的なまちなみ景観を演出するため、必要に応じてランドマークとなる植栽や、サイン等を設置するなど工夫する
- 場所に応じて、（水が流れていた水路であった頃のイメージが感じられるように、）歴史を感じさせるデザインとするなどの工夫をする



緑道に親しめるようにベンチを設置した例。  
（田柄川緑道）



緑道全体の和風のデザインを踏まえたトイレのデザインとした例。（田柄川緑道）



歴史を紹介するモニュメントを設置し、区民に親しみを与えている例。（田柄川緑道）



かつて橋があったことを伝えるサインを設置している例。（田柄川緑道）

## 4) 公園・緑地の景観整備の方針

### 【方針1 みどり】

- 既存の樹林地や樹木の保全や自然環境を活かした施設等の整備に努める
- 周辺のまちなみに配慮して、樹木や植栽の配置等工夫する
- 地域に親しまれている花壇等の植栽の維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める



公園のエントランスから続く並木は、公園のシンボルとなっている。(夏の雲公園)



公園のエントランス部にアイストップとなる樹木(ヤナギ)を植えている例。(立野公園)



公園のエントランス部の壁面を緑化している例。(大泉町もみじやま公園)



公園内に地元小学生が稲刈り等を体験する田んぼを整備している。(秋の陽公園)



## 4) 公園・緑地の景観整備の方針

### 【方針2 公園施設】

- ・舗装材は、自然環境に配慮したもの（透水性や保水性など）を使用するよう努める
- ・トイレやベンチ、サイン、照明等（遊具施設を除く）施設の色彩は、暖色系の色相を基本とし、明度・彩度をおさえる
- ・地域に開かれた公園・緑地として、道路に面する部分での歩行できる空間の確保など工夫をする
- ・場所に依りて、地形的な特徴を活かした施設整備に努める（崖上に位置する場合は、眺望を活かした広場の確保、水辺がある場合は親水性に配慮したデザイン、植栽等工夫する）
- ・公園内やその周辺に地域の歴史や文化を感じさせる場所がある場合は、整備の際、配慮してデザインを工夫する

公園の整備にあたって、交差点部の公園のエントランス部に人が滞留できる空間を新たに設け、区民の安全性と利便性を高めるよう整えた例。（大泉町もみじやま公園）



バナナをモチーフとして、全ての遊具を整備した公園。地元の子供たちに親しまれている。（ばなな公園）



道路と平行して、緑地内に地形を活かしたボードウォーク（※）の歩行者通路を確保した例。（あかまつ緑地）

※ボードウォーク：木製の板張りの（遊）歩道のこと。

#### 4) 公園・緑地の景観整備の方針



白子川に面する丘陵地の緑地で見晴らし台を設けた例。右写真は、見晴らし台からの眺め。数少ない練馬の家並みを望む場所をつくりだしている。（あかまつ緑地）



眺望を楽しめるよう、休憩施設を合わせて整備している例。（風の丘公園）

水琴窟（江戸時代中期に考えられた音響装置）を整備し、音の風景を演出している例。（水琴緑地）



## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

公共建築物等の景観整備方針は、景観計画「第5章公共施設の景観整備」の練馬区公共施設等の整備方針における公共建築物等の景観整備の方針を受けたものとなっています。

また、景観計画「第3章景観形成基準」に沿ったものとします。

### 【方針1 配置】

- 地形的特徴を活かした配置とする
- 周辺のまちなみと調和するように、建築物等の配置や規模を工夫する
- 必要に応じて敷地内に歩行者通路や小広場の設置などを行う



大階段で入口を設え、高低差のある地形を活用した配置としている例。  
(石神井公園ふるさと文化館)



幅員の狭い道路の環境に対し、壁面後退をして建物を配置し、歩行者空間を確保した例。  
(豊玉第二保育園)



隣接する施設の配置を工夫し、一体となった広場空間を創出している例。(練馬区立美術館、サンライフ練馬)



エントランスに小広場を設けるとともに、建物中央に中庭を設けるなど人が滞留できる空間を確保するよう建物を配置している例。  
(練馬公民館・練馬図書館)

## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

### 【方針2 高さ・規模】

- 周辺のまちなみの建築物等より大規模な施設となる場合は、建築物の壁面が周囲に圧迫感を与えないような工夫をする



軽い屋根や、透明感のある素材を使うなど、圧迫感を軽減した工夫をしている例。  
(石神井公園ふるさと文化館)



1階部分に植栽をするなど、沿道に対し圧迫感を抑えた例。(中村南スポーツ交流センター)



切り妻屋根や壁面の緑化により、周囲に建物の規模を感じさせないように工夫している例。(石神井図書館)



屋上の設備類を隠すとともに、圧迫感を与えないよう後退させ、周囲（ここでは、隣接した旧内田家）に配慮している例。(石神井公園ふるさと文化館)

## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

### 【方針3 形態・意匠】

- 地形的特徴を活かした施設デザインとする
- 建築物の外壁の基調色を暖色系の色相とし、明度や彩度をおさえる。
- 建築物の屋根の色彩は、色彩基準を適用する。



建物の形状に合わせてアクセント的に色彩の工夫をしている例。(光和小学校)



調和のとれた色を組み合わせることによって、大規模な面となる校舎のデザインを工夫している例。(橋戸小学校)



コンクリート、木材等を用いて素材感を出しつつ、敷地形状等にも配慮してデザインした例。(東大泉第三保育園)



## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

### 【方針4 オープンスペース・外構】

- 道路に面する場所の緑化や敷地内の緑が外に見えるようにして、周囲のまちなみのみどりと連続させるよう努める
- 公園や緑地、憩いの森、農地等に隣接する場合は、敷地内の植栽等を工夫し、自然環境の一体性を確保する
- 地域に親しまれている樹木や、ランドマークとなる樹木等が敷地内にある場合は、保全するように努める
- 敷地内の樹木や植栽などの維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める
- 「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」(平成19年12月練馬区条例第79号)を踏まえ、緑被面積を確保する
- フェンスと生垣を組合せ、境界部を和らげる工夫をする



ヘチマによる壁面緑化で外構の高木とあわせて景観を創出している例。(区役所)



景観資源となる木を活かした例。(小竹小学校)



フェンスを生垣と組み合わせた例。(小竹小学校)



境界部に高木のヒマラヤスギと調和した生垣を整備した例。(開進第四中学校)

## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

- 壁面緑化や屋根の緑化等により、周囲からみどりが見えるよう工夫する
- 擁壁は、法面を緑化したり、自然素材などと組み合わせて、圧迫感をなくす



壁面全体を緑化している例。  
(大泉学園駅南第二自転車駐車場)



ツタをはわせた例。  
(練馬区資源循環センター)



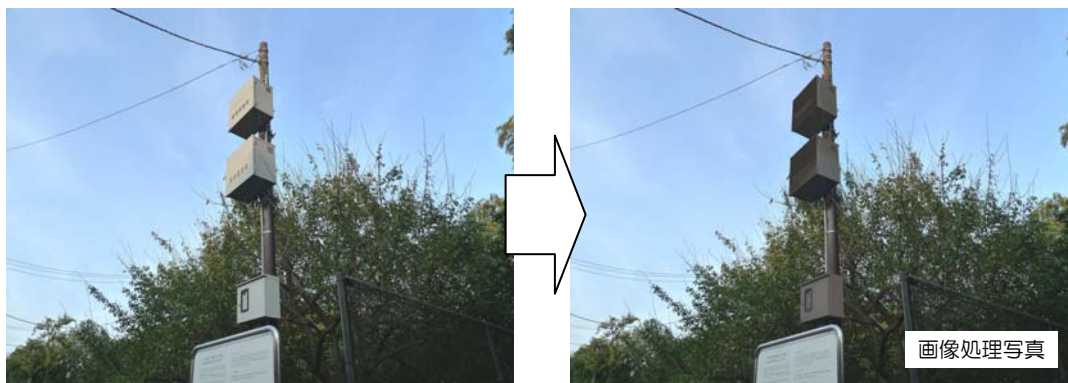
法面を緑化し、緑のボリュームを創出している例。コンクリート製のプランターを整備することで、緑化を実現している。(右写真)(開進第三中学校:左右とも)





## 5) 公共建築物等の景観整備の方針

- 設備類等は、建物内に取り込むか、まちなみの中で目立たないように工夫する
- 緑色のネットフェンス等は、改修時に周囲と調和した色彩に変更する
- 樹木等とあわせ、休憩施設を整備するなど、親しみやすい空間を確保する



電気設備類とポール色彩と合わせて画像処理すると、右の画像となり、設備類を目立たないようにすることができる。設備類は機会をとらえて整えていく。



緑色のネットフェンスとポール柱について、付け替え等の改修時は、周囲と調和した色彩に変更する。



ブラウン系のボール柱とした例。  
(大泉第二小学校)



施設整備時に、既存の樹木を保全するとともに、ベンチ等を設置した例。(障害者地域生活支援センター「さくら」(東大泉)、大泉子ども家庭支援センター、子育てのひろば「びよびよ」(大泉))



木漏れ日の下で休める木製ベンチを整備した例。(夏の雲小学校)



## 第5章 共通要素別景観形成の基本方針

### 1) 舗装材料の基本方針

- 周辺景観に調和するよう、まちなみに溶け込む素材、色調、デザインとする
- 汎用性が高く、補修等のメンテナンスにも配慮したものを使用する
- 保水性、透水性、リサイクル材などの環境に配慮したものを使用する
- 交通安全施設としてのペイント（交差点部や自転車レーンなど）との色彩の差にも考慮する
- 他の管理者との境界部については、デザイン等の調整をする

等



無電柱化とあわせ、車道部分についても散策路としてふさわしい色彩としている例。  
（都立石神井公園北側道路）



無電柱化とあわせ、商店街として明るい色彩の舗装の色彩を用いている例。  
（練馬駅南口）



公園の園路に、ウッドチップを用いた舗装材を用いて環境に配慮している例。  
（大泉町もみじやま公園）

## 1) 舗装材料の基本方針



河川沿いの通路とT字路のマーキング。交通安全を確保した上で、色彩を調整する。



歩道における車両通行部の切り替えデザイン。交通安全を確保した上で、色彩や素材を調整する。



歩道部分を茶系のブロックとした例。交通安全を確保した上で、色彩の選択を調整する。



歩道、車道のカラー舗装。ここでは、車道が紅色系で歩道が緑色系となっている。交通安全を確保した上で色彩を調整する。

## 2) 柵等※の基本方針 (※ガードパイプ、落下防止柵、高欄、進入防止柵、ネットフェンス)

- ネットフェンス等は周辺の景観に馴染む色彩へ変更することを検討する
- 柵等を隣接して設置する場合、それぞれの連続性に配慮する。
- ガードパイプの色彩基準（練馬の基本色）を検討する。その際は、都管理の道路等の施設と調和するものを選定する。
- 柵等を設置する場合、敷地境界における植栽との組み合わせを考慮し、道路側からの見え方に配慮する。

等



河川沿いの緑のフェンスが周辺に溶け込んでいない。付け替え（改修）時は色彩の調整を行う。



高欄、落下防止柵、ガードパイプ（都）が様々な緑色で塗られており、統一感がない。付け替え（改修）時は、例えば、ブラウン系の色彩に変更する等の検討を行う。



防音フェンスは都道の整備であるが、素材色そのまま、圧迫感のあるものとなっている。中学校のネットフェンスとも調和したものとなっていない。



区では、歩道と車道が分離されている場合は、ブラウン系の色彩のガードパイプを用いている。この基本的考え方を付け替え時や新規整備の際に実施し、公共施設として統一ある景観形成を進める。



### 3) 照明の基本方針

- 周辺景観との調和を図るとともに、昼間の見え方にも配慮する
- 器具およびポールの形態・意匠・色彩等は、地域の特性を踏まえた上で、できる限りシンプルかつ統一感のあるものとする
- 汎用性が高く、点検・補修が容易な構造を持つ材料とするなど、維持管理についても検討する
- 近接して設置される他の施設（防護柵、標識柱等）との調和を検討する

等



シンプルなデザインのものを使用している例。  
(補助 132 号)



再開発事業で整備され、比較的シンプルなデザインとなっている例。(石神井公園駅周辺)



街路灯については、練馬区の標準規格を踏襲しつつ、地域に配慮したものを設置する。



ガードパイプ、照明、カーブミラーの色彩を整えた例。(都立石神井公園北側道路)

## (参考) 練馬区景観条例・景観条例施行規則 (抜粋)

「練馬区公共施設等景観形成方針」は、練馬区景観条例に基づき策定しました。以下、公共施設等の景観形成に関する部分を抜粋し、掲載します。

### 練馬区景観条例 (平成 23 年 3 月 練馬区条例第 10 号より抜粋)

#### 第 6 章 公共施設等の景観形成

##### (公共施設等景観形成方針)

第28条 区長は、公共施設等（区が設置または管理する公共施設、建築物および工作物のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。）の整備に関する良好な景観の形成のための方針（以下「公共施設等景観形成方針」という。）を定めるものとする。

2 区長は、公共施設等景観形成方針を定めたときは、都市計画審議会に報告しなければならない。

3 区長は、公共施設等景観形成方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共施設等景観形成方針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

##### (公共施設等景観形成方針への適合)

第29条 公共施設等の整備を行おうとする者は、公共施設等景観形成方針に適合するよう努めなければならない。

### 練馬区景観条例施行規則 (平成 23 年 5 月 練馬区規則第 43 号より抜粋)

##### (公共施設等)

第31条 条例第28条第1項に規定する規則で定める公共施設等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物ならびに橋梁、道路、公園および緑地その他区長が別に定める施設をいう。

##### (公共施設等景観形成方針の変更に係る軽微な変更)

第32条 条例第28条第4項の規則で定める軽微な変更は、公共施設等景観形成方針の目的および対象とする公共施設等の種類の変更以外の変更をいう。

## 練馬区公共施設等景観形成方針

平成 23 年 12 月

編集発行：練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電話：03（5984）1534（直通）

FAX：03（5984）1226

電子メール：TOSHIKAKU@city.nerima.tokyo.jp